

(別 紙)

性犯罪等被害者への支援の拡充を求める意見書（案）

性犯罪や性暴力被害にあつては、被害者の人権が著しく侵害され、深刻な被害が生ずる。また、被害者がその被害の性質上、支援を求めることが難しく、事件として顕在化するものは氷山の一角にすぎない。心身にダメージを受けた性犯罪等被害者は、その心身の負担の軽減や被害の潜在化の防止などを図るため、さまざまな支援が必要である。

そのため、総合的な支援を可能な限り1カ所で提供することを目的に設置された、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、支援をコーディネートすることが極めて重要である。

このような中、内閣府において、都道府県によるワンストップ支援センターを核とした、性犯罪・性暴力被害者支援の取り組みの充実を図るため、2017年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」が創設された。しかし、支援体制や財政的措置も不十分である。今後、長期的に支援が継続されるためには、性犯罪等被害者への支援の拡充が急がれる。

よって、国においては、性犯罪等被害者に対する支援のため、次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 支援体制の整備や支援に従事する人材の育成など、支援の実行性を確保するため、必要な財政上等の措置を講ずること。
- 2 被害者を救済するため、被害者やその支援者等の声を踏まえ、支援施策等について定めた法律を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日
高 松 市 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛